

令和3年度第9回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和3年12月20日（月）10:00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、多々納委員、塩川委員、金津委員、原田委員

事務局出席者：寺本副教育長、中央図書館事務局長、教育総務課長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は、お手元の次第の通り、議案が1件となっている。本日、非公開に該当する案件はないと聞いているが、それでよろしいか。

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会は全て公開とする。

また、本日も新型コロナウイルス感染症防止対策のため、必要な措置を講じた上で開催する。出席者については、説明者など必要最小限の人数での対応とすることとしているため、御理解をいただくようよろしくお願いを申し上げる。

2 会議録署名者の指名（金津委員、塩川委員）

3 議事【議案1件】

○藤原教育長

本日、議案が1件提出されている。

それでは、事務局から説明をお願いする。

【議第21号 松江市立図書館サービスステーション設置運営規則の制定について】

○中央図書館事務局長

議案の1ページをお開きいただきたい。

1の制定要旨である。令和4年度から5年度にかけて実施を予定している松江市総合文化センター改修工事に伴い、中央図書館を令和4年4月から約1年半臨時休館するため、休館中における代替サービスを実施するために制定するものである。

2の制定内容であるが、代替サービスとして、イオン松江ショッピングセンター内

及び松江市市民活動センター内にサービスステーションを設置するもので、具体的には次ページ以降で説明させていただく。

施行期日は令和4年4月1日である。

議案3ページである。松江市立図書館サービスステーション設置運営規則になる。第1条においては、代替サービスを実施するため、サービスステーションを設置することを規定している。

第2条においては、サービスステーションの名称と位置を規定している。

第3条においては、サービスステーションの休所日と開所時間を規定している。休所日については水曜日、年末年始、毎月最終金曜日。開所時間については、各サービスステーション記載の通りである。

第4条では、各サービスステーションの所掌事務を規定している。記載の通りであるが、イオン松江サービスステーションとスティックサービスステーションとの相違点としては、(2)スティックサービスステーションのアに所内閲覧とあるが、イオン松江サービスステーションでは所内閲覧は行わないため、(1)のほう、イオン松江サービスステーションの所掌事務にはこの記載はない。

また、イオン松江サービスステーションでの貸出については、事前に予約された資料の貸出とするため、(1)のイオン松江サービスステーションのアのところでは、予約資料の所外貸出としている。

4ページを御覧いただきたい。第5条においては、規則の施行に必要な事項は、教育長が別に定める旨、規定している。

続いて、その下。附則1、2のところであるが、この規則の施行日は令和4年4月1日で、令和5年9月30日をもって自動的に効力を失う。

なお、4月1日施行としているが、サービスステーションのオープンが4月1日ということではない。オープンまでのスケジュールについては、後ほど別の資料で説明をする。

附則3であるが、この附則3を付けることにより、松江市立図書館規則の一部改正を同時に行うものである。松江市立図書館サービスステーション設置運営規則が令和5年9月30日に失効すると、この附則3の松江市立図書館規則の一部改正も同時に失効することとなる。

松江市立図書館規則の一部改正の内容であるが、松江市立図書館規則に附則4とし

て、ここに掲載しているように、休館日の特例を加えるというものである。お手元に追加の資料を置かせてもらっているが、ここに基の松江市立図書館規則の関係がある第3条のみ抜粋しているため、これも見ながらお聞きいただきたい。

議案の4ページの「図書館の休館日に関する第3条の規定の適用については」とあるが、この3条は、お配りしたように、松江市立図書館3館、中央図書館、島根図書館、東出雲図書館の休館日及び開館時間を規定している。

この附則において、そのうちの中央図書館については、令和4年4月1日から令和5年9月30日までの間、同条を適用せず休館とすることを規定するものである。また、島根図書館と東出雲図書館については、「同条第1号中」とあるが、ここは休館日を規定しているところなのだが、今回の議案の附則において、その休館日のうちの火曜日を水曜日とするものである。

これをすることにより、代替サービス期間中は、サービスステーションと島根・東出雲両図書館の休館日が統一されるということになる。

議案の説明は以上である。

続いて、議第21号資料を御覧いただきたい。中央図書館代替サービス準備スケジュール（予定）である。

今日、規則が制定されたあとに広報を開始する。一番下の段になる。

まずはホームページ・Twitter等で発信を開始し、館内掲示も開始したいと思っている。

市報の3月号に掲載が決まっているため、それよりも前の段階で、市長定例会見等を利用し、広報をしていきたいと思っている。

4月1日から臨時休館に入り、その後、2ヶ月をかけて準備をするのだが、準備状況を隨時ホームページ・Twitter等で公開していきたいと思っている。

中央図書館は3月末まで通常開館。4月から移設準備を館内で開始する。

スティックサービスステーション、イオン松江サービスステーションのほうは、4月・5月は臨時休館という扱いとする。

代替サービスの開始が6月2日、木曜日。6月1日がたまたま水曜日で、定例の休館日だったので、6月2日に代替サービスを開始する。

移動図書館も4月・5月は休館し、6月2日より巡回を再開したいと思っている。

以上が準備スケジュールである。よろしくお願いする。

○藤原教育長

それでは、説明が終わった。質問や意見はあるか。

この規則が終了したあとの休館日については、元に戻るのか。

○中央図書館事務局長

元に戻って、水曜日から火曜日になる。

○藤原教育長

臨時でつくるイオンとスティックのサテライトのようなものはどうなるのか。

○中央図書館事務局長

サテライトについては、基本は代替サービス期間中だけと考えている。

○藤原教育長

とてもイオンで人気があって、「残してほしい」という話になったときに、どのように考えておられるのか。

○中央図書館事務局長

今のところは代替サービス期間中としか考えていないのだが、どのぐらいの利用があるかとか、やってみないと分からぬいため、その辺りは様子を見ながら、またそういったことがあれば検討もしていかないといけないということは思っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

…………質問・意見なし…………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 21 号については、承認することとしてよろしいか。

…………異議なし…………

それでは、議第 21 号議案は承認された。

4 次回教育委員会会議の予定

【令和3年度第10回教育委員会会議】

日時：1月24日（月）14：00～

場所：教育委員会室

5 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

…………特になし…………

6 閉会宣言（藤原教育長）